―事件報道から学ぶ― 留学生不法就労あっせん事件

今回は、本年10月3日の読売新聞(夕刊)の記事です。社会面のトップに大きな見出しで、「留学生不法就労あっせん」「ブローカー タイ人男女摘発」とあります。

記事は、「長野市の日本語学校に留学したタイ人を長野県内の建設関連会社で不法就労させたとして、東京入国管理局が2017年にタイ人の男女2人を出入国管理・難民認定法違反(不法就労あっせん)容疑で摘発していた。2人が建設関連会社に送り込んだ留学生は十数人に上り、留学生1人あたり、約80万~120万の手数料を得た上で、日本語学校からも10万円の紹介料を受け取っていた」というもの。

更に、「ブローカーは、いずれも『日本人の配偶者等』の在留資格で来日した。事件が発覚した 2017 年当時は日本とタイを頻繁に行き来し、口コミで『日本で働けば月に約 30 万円稼げる。住居も就職先も用意する』と呼びかけ、来日希望のタイ人を募り、長野市の日本語学校に入学させた後、長野県東御市の建設関連会社に送り込んでいたという」とあります。また「留学生は、週 28 時間までのアルバイトが認められているが、2 人があっせんした留学生は月 2 万円の家賃で建設関連会社の寮に住み込み、週に最大 80 時間働いて月十数万円を稼いでいた。建設関連会社は勤務時間をごまかすため、複数のタイムカードを使っていた。入管当局は 17 年 12 月、長野県警と合同で 2 人の自宅や建設関連会社などを調査。その後、2 人はいずれも罰金 100 万円の略式命令を受け、建設関連会社の男性社長については、執行猶予付きの有罪判決が確定した」とあります。

さて、今回の事件の特徴は、外国人ブローカーの介在です。こうした事件の背景として、 従来から、日本で働きたい外国人と学生を集めたい日本語学校、それに人手不足に悩む地方 企業の3者をつなぐ形で、留学生を食いものにする悪質ブローカーが暗躍していると言われ てきました。本事例では、不法就労(資格外活動、即ちアルバイトの時間制限違反)を敢行 していた当該留学生の責任もさることながら、摘発されたブローカーと日本語学校、それに 建設関連会社との関係を問題にしなければなりません。

そこで、日本語学校としてあるべき姿について考えてみます。まず、日本語学校が留学生に対して適切に在籍管理をしていたかどうかです。留学生は、月2万円の家賃で雇用先である建設関連会社の寮に住み込んでいたとのことですが、日本語学校が、授業の履修状況を始め、寮での生活状況、アルバイト先、仕事の内容、稼働時間等をきちんと把握していたかどうか疑わしいところです。

一方ブローカーは、留学生に勉強はそっちのけで、アルバイトに専ら専念するように仕向け不法就労のあっせんをしていました。そして建設関連会社では、留学生の勤務時間をごまかすため複数のタイムカードを使うなどし、週に最大80時間も働かせていたとのことです。

日本語学校が、こうした建設関連会社やブローカーの実態を薄々でも知っていたということはなかったのかが気になります。仮にこうした状態であることを知った上で、ブローカーに紹介料を支払い、次々に留学生を受け入れていたとするならば、ブローカーと同様に、建設関連会社の不法就労助長罪をほう助した疑いを持たれることでしょう。留学生の紹介を受けるにあたっては、こうした点についての注意が必要です。

さて、本コーナーは、留学生に対して事件報道を通じて考える場の提供を旨としています。 以前にも、アルバイトに関し、学校関係者や留学生の皆さんに注意していただきたい点を挙 げましたが、大事なことですので再度、要点を述べることにします。

まず、一つは「資格外活動の許可」に関することです。留学生の在留資格は「留学」ですから、学業が本分です。アルバイトではありません。留学生が学業以外の活動、つまりアルバイトをするには、出入国在留管理局から資格外活動の許可を受けなければなりません。資格外活動の許可を受けないでアルバイトをすると(通常、考えられませんが)入管法違反(不法就労)となり、摘発の対象となります。また、資格外活動の許可を受けていても、本業をないがしろ(そっちのけ)にして資格外活動を専ら行っていたと認められる場合には、入管法違反で罰せられるほか、退去強制の対象となります。退去強制になると5年間は、日本に入国できなくなります。

なお、アルバイトの制限(週 28 時間以内や風俗関連営業への就労禁止)に反し、資格外活動の違反をした者にも罰則規定があり、その場合、在留期間の更新を受けることが難しくなり、学業を中断せざるを得なくなってしまいます。

次は、アルバイトの「時間制限」についてです。留学生は、資格外活動の許可を受ければ、 週 28 時間以内(学校が長期休暇の場合は1日8時間まで)のアルバイトをすることができま す。ただし、この許可は留学という本来の活動に支障がない程度に許可されるもので、週 28 時間の制限時間を超えてアルバイトをした場合には、不法就労となる可能性があります。こ の時間制限は、守らなければなりません。

三つめは、アルバイトで「禁止されている業種」についてです。週28時間以内であれば、 原則としてアルバイトの内容やアルバイト先を特定されることなくできることになっていま すが、全ての業種についてできるわけではありません。

風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。風俗関連の 仕事は、留学生には相応しくないという理由からです。ここで注意しなければならないのは、 接客の仕事だけではなく、風俗営業を行う店舗の皿洗いや路上でのティッシュ配りもできな いことになっている点です。 最後に、皆さんが不法就労に巻き込まれないために、心掛けて欲しいことを付け加えます。 それは、留学生は学校での授業が何よりも優先のはずですから、授業が疎かになるようなアルバイトは本末転倒だということです。もちろん、アルバイトを必要とする人も少なくないでしょう。アルバイトを通じて周りの人と交流もでき、語学力を高められる効果などもあるからです。

そこで、アルバイトをする場合は、学校の先生方に、

- アルバイト先は、何で見つけたか
- ・ どこで、どんな仕事を、何時から何時までやっているのか
- ・ 仕事先の責任者は誰か、連絡先は
- ・ アルバイト代の受取り方法は、月にいくらか

といったことを伝えておくこと、それからアルバイト先に変更があった場合には、速やかに その旨を学校に届け出ることが肝心です。